

令和 8 年 6 月 1 日現在

食事負担金について

食事負担金

食事（1食あたり）	料金
一般所得	550 円
住民税非課税世帯 オ	270 円（※①）
低所得Ⅱ（70歳以上）	
低所得Ⅰ（70歳以上）	160 円（※②）
指定難病	330 円

①入院日数が 90 日を超えると長期該当として認定された場合、1 食あたり 220 円となる場合があります

②低所得Ⅰのうち、老齢福祉年金受給者または境界層該当者については、1 食あたり 130 円となる場合があります。

③食事負担金は食事を準備したものに請求させていただきます。乳幼児ミルクを用意して使用されなかった場合も請求いたします。

【長期該当の申請】

過去 12 か月の入院日数が 90 日を超えた場合は、入院日数が確認できる書類（領収書等）を添えて、加入されている健康保険の窓口で申請手続きを行ってください。新たに発行される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受付にご提示ください。申請方法の詳細については、各健康保険の窓口へお問い合わせください。

独立行政法人国立病院機構
西 埼 玉 中 央 病 院